

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

生命保険料控除額については当社Webサイト

(<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/clause/index.html>)をご覧ください。

対象契約	●納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。）。 ●基本契約は「一般生命保険料控除」の対象です。 ●無配当総合医療特約（R04）および無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は「介護医療保険料控除」の対象です。 ●無配当災害特約および無配当傷害医療特約（R04）は生命保険料控除の対象外です。
対象保険料	●1年間（1月～12月）に払い込んだ保険料の合計額から、その年に支払われた配当金を差し引いた金額（年間正味払込保険料）となります。
生命保険料控除の手続き	①生命保険料控除の対象となる払い込みがある場合、当社から「保険料払込証明書」※①を発行します。 ②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。 〈給与所得者の方〉 ●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。 給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。 〈給与所得者以外の方（申告納税者）〉 ●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

※①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、マイページまたは、最寄りの郵便局（簡易郵便局は除きます）にて手続きください。
 また、保険料払込証明書はマイページおよびマイナポータルから電子発行することも可能です。
 マイページのご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。
 マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>
 保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>

2 保険金の税法上の取り扱い

保険金にかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 保険金の課税の取り扱い

学資祝金、満期保険金

契約種類	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	保険金受取人	
17・18歳満期学資保険 学資祝金付17・18歳満期学資保険	A	Aの子	A	所得税(一時所得) 住民税
学資祝金付21歳満期学資保険				所得税(雑所得) 住民税

死亡給付金、死亡保険金

契約種類	契約内容の例			税の種類
	ご契約者	被保険者	保険金受取人	
17・18歳満期学資保険 学資祝金付17・18歳満期学資保険	A	Aの子	A	所得税(一時所得) 住民税
学資祝金付21歳満期学資保険				

(2) 入院保険金などの非課税扱い

- 次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「**非課税**」となります。

入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金、先進医療保険金



- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 金融類似商品とみなされる保険契約の差益は、源泉分離課税の対象となります。
- 2026年5月現在に適用される税制に基づき、代表的な取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なることがあります。また、今後、税制が変わる場合もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。